

新型コロナウイルス感染症に関する支援制度

【 個人・世帯向け支援 】

<p>住民税非課税世帯等への支援</p>	<p>給付金</p>	<p>拡充 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業</p>	<p>国・市連携</p>	<p>実施中 [申請期限] ① 案内が届きますので9月30日まで返信してください。 ② 令和4年9月30日</p>	<p>コロナ禍において、原油価格・物価高騰に直面している世帯の生活・暮らしの支援を行うため「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」を支給します。</p> <p>◆給付対象 ①住民税均等割非課税世帯 令和3年度の世帯全員の住民税が非課税である世帯（世帯基準日は令和3年12月10日時点） ②家計急変世帯 新型コロナウイルスの影響を受けて令和4年1月以降の家計が急変し、同一の世帯に属する人全員の1年間の収入見込額が、住民税均等割非課税となる水準に相当する額以下である世帯</p> <p>◆給付額：一世帯10万円</p> <p>◆申請方法 ①の場合…順次案内を送付しております。中身を確認しご返送ください。 ※課税状況の確認ができず（世帯の中に未申告者がいるなど）確認書が送付されない場合があります。給付の対象となる場合もありますので市へお問合せください。 ②の場合…福祉課窓口（15番）にて申請または郵送 ※②の場合の申請書については市HPからダウンロード可能です。</p>	<p>市福祉課 TEL内線 2202, 2203</p>
<p>子育て世帯への支援</p>	<p>給付金</p>	<p>新規 東根市子育て世帯生活支援特別給付金支給事業</p>	<p>国・市連携</p>	<p>実施中 [申請期限] 令和5年2月28日</p>	<p>ひとり親世帯分</p> <p>◆給付対象 ①令和4年4月分の児童扶養手当の支給者 ②公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当が支給されていない方 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方</p> <p>◆給付額：児童1人当たり一律5万円</p> <p>◆申請方法：①の場合…申請不要（6/27に児童扶養手当振込口座へ振込） ②③の場合…福祉課窓口（15番）にて申請または郵送 ※申請書類については市HPからダウンロード可能です。</p>	<p>市福祉課 TEL内線 2148</p>

子育て世帯への支援	給付金	<div style="background-color: #f4a460; padding: 2px; display: inline-block;">新規</div> 東根市子育て世帯生活支援特別給付金支給事業	国・市連携	実施中 [申請期限] 令和5年2月28日 ※令和5年3月分の児童手当又は特別児童扶養手当の認定又は額の改定の認定を請求した人は、令和5年3月15日	<div style="background-color: #f4a460; padding: 2px; text-align: center;">ひとり親世帯以外分</div> ◆給付対象 令和4年度住民税非課税世帯の方、または令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で所得が急変し、住民税非課税世帯と同様の状況であり、下記のいずれかに該当する方 ①令和4年4月分の児童手当受給者 ②令和4年4月分の特別児童扶養手当受給者 ③令和4年4月分の児童手当受給者である公務員 ④令和4年5月～令和5年3月分のいずれかの月分から児童手当または特別児童扶養手当の新規受給決定又は額の改定の認定を受けた方 ⑤平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれの子を養育する方 ◆給付額：児童1人当たり一律5万円 ◆申請方法 〈住民税非課税世帯の場合〉 ①②④の方…申請不要（①②は6/30に児童手当振込口座へ振込、④は各手当の申請により当該給付金の申請は不要） ③及び⑤のみの方…福祉課窓口（16番）にて申請または郵送 〈所得急変世帯の場合〉 福祉課窓口（16番）にて申請または郵送 ※申請書類については市HPからダウンロード可能です。	市福祉課 Tel内線 2141
	学習支援	自宅における学習支援	市関連	実施中	インターネットを利用した学習支援サービスを導入。自分にあった課題を選択して取り組み、振り返りにより理解を深める等の家庭学習を支援 ◆対象：小学1年～中学3年	市管理課 Tel内線 3511
	プレミアム付商品券の販売	商品券事業	さくらんぼプレミアム商品券	市独自	【申込期間】 終了しました。 【利用期間】 7月23日～10月23日	市内商店（加盟店）で使用できる商品券 ◆対象店舗：市内の加盟店（詳細は専用HP参照） ◆販売価格：1セット15,000円分を10,000円で販売 ◆販売方法：アプリまたはカード ◆申込・支払方法 申込：専用アプリまたは専用ハガキで申込み（6/1～6/15） 支払：チャージ（入金）対応加盟店でチャージ（7/15～8/5） ◆申込上限：市内在住者…1人3セット（世帯でまとめて申込可） 市外の人…1人2セット（市内在勤・在学者に限る） ◆使用期限：令和4年10月23日 ●詳しくは専用HPをご覧ください。（ https://higashine.yomsubi.com/ ）

納付猶予 減免など	市税等 の相談	各種市税、 水道料金、 下水道使用料 に関する相談	市関連	実施中	新型コロナウイルスの影響により納付・支払いが困難な場合、相談に応じます。 ◆対象：各種市税等（税務課）、水道料金・下水道使用料（上下水道課） ※個人、法人を問いません。	市税務課 Tel内線 2337, 2339 市上下水道課 Tel内線 2551
	保険料 免除等	国民年金保険料 の免除等	国・市 連携	実施中	新型コロナウイルスの影響による失業・廃業等のほか、令和2年2月以降に収入が減少した場合などで、一定の要件に該当するときは、国民年金保険料の免除・納付猶予が適用される場合があります。	市市民課 Tel内線 2117

【参考】 其他のおもな支援制度

住居確保給付金	離職や休業などで収入が減少し、住まいを失った、または失うかもしれない場合、一定期間家賃相当額を支援	【窓口】 東根市社会福祉協議会 Tel41-2361
緊急小口資金 ・総合支援資金	緊急小口資金は 緊急かつ一時的に家計を維持することが困難な場合に最大 20 万円まで無利子貸付け。総合支援資金は日常生活の維持が困難な場合に一月あたり 15 万円（単身世帯以外 20 万円）まで無利子貸付け（貸付期間：原則 3 カ月まで）	
新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金	特例貸付に該当する緊急小口資金や総合支援資金の制度を利用してもなお、生活に困窮している世帯に対して支援金を支給。支給額は単身世帯 6 万円/月、2 人世帯 8 万円/月、3 人以上世帯 10 万円/月（支給期間：3 カ月）	
新型コロナウイルス感染症 対応休業支援金・給付金	休業期間中、賃金が支払われない場合、中小企業で働く従業員に対して月額最大 33 万円を支給	
小学校休業等対応助成金	労働者に小学校休校や保育所等からの自粛要請に伴う子どもの世話のための有給休暇を取得させた場合、国が助成。日額 15,000 円限度（委託を受けて個人で仕事をする人は日額最大 7,500 円（定額）） 申請期限…令和 4 年 1～3 月休業分：5 月 31 日 令和 4 年 4～6 月休業分：8 月 31 日、	

※このほか、さまざまな支援策があります。詳しくはそれぞれのHPなどをご確認ください。

詳しくは、国のHPなどで、ご確認ください